

平成 28 年 12 月 7 日

会員の皆様

OSS 対象手続の拡大に係る対応について

日本行政書士会連合会
会長 遠田 和夫

平成 29 年度からの自動車保有関係手続のワンストップサービス (OSS) 対象手続の拡大に伴い、「IT 利活用の裾野拡大のための規制制度改革集中アクションプラン」(平成 25 年 12 月 20 日 高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部決定)により、「行政書士法施行規則第 20 条の改正の必要性について検討し、必要な措置を講ずる」とされ、以降順次、国土交通省、総務省等関係省庁間で検討が進められてきました。

本会は、これに対して反対を表明し、本件を担当する本会道路運送車両法及び行政書士法施行規則改正反対特別委員会(以下「OSS 特別委員会」といいます。)を中心に対応してまいりました。

既に平成 27 年 11 月理事会においてお示しさせていただきましたとおり、当時、中間登録を含むすべての OSS 手続について、自動車関連 5 団体を行政書士法の適用除外とするよう国土交通省から求められておりましたが、今般、OSS 特別委員会を中心とした活動により、中間登録への参入は阻止することができました。

しかし、この過程において、継続検査(いわゆる「車検」)の申請手続については、関係省庁間において「定型的かつ容易な手続」と位置付けられ、OSS の適用拡大の実施が迫る中、既に新車新規登録において適用除外となっている一般社団法人日本自動車販売協会連合会とともに、道路運送車両法第 95 条に規定される自動車整備振興会の上部団体である一般社団法人日本自動車整備振興会連合会が、この手続に関し「相当な経験又は能力を有する者」であるとして、行政書士法の適用除外とするよう、本会に組織としての理解を求められたところでした。

本会では、平成 25 年度定時総会決議に基づき反対の姿勢で対応した結果として、国土交通省から提示があった当初の提案については、行政書士の業務にとって最小限の影響に止めたこと、また、これ以上の反対活動は国との信頼関係に大きな溝をつくることにもなりかねないと判断し、OSS 手続について、国土交通省が行政書士の理解を得たいとしている『「継続検査」についてのみ、これまでも実務に携わってきた、「(一社)日本自動車販売協会連合会及び(一社)日本自動車整備振興会連合会」を行政書士法の適用除外とすること』につい

て、平成 28 年 11 月 15 日の理事会に議案を緊急追加して上程し、可決承認されました。

もっとも、この理事会での議決は、自動車関係業務に携わる会員の皆様が OSS 申請をより円滑に行うことができ、国の電子政府推進政策の推進に寄与し、ひいては依頼者たる国民の皆様のご利便に資するべく、行政書士にとっての環境が整うことが前提と考えております。

これに対し、国土交通省は、本会がかねてより「OSS 利用が促進されるための行政書士制度利活用に関する要望書」をもって国土交通省に求めている要望事項について、特に「封印制度の見直し」及び「行政書士法施行規則第 20 条の遵守徹底」等について、さらに踏み込んだ具体的な対応を図ることとされています。

この理事会での議決を踏まえ、今後、関係機関と連携し、早急に国土交通省と協議を進めます。また、必要に応じて日本行政書士政治連盟と連携を密にして、各党行政書士制度推進議員連盟のご協力を賜りながら、対応を図ってまいります。

今般の決断は、総会決議に基づき反対の姿勢を守りつつ、行政書士制度の維持発展に向けて、現時点でなし得る可能な限りの選択をしたと考えています。

さらに、OSS 利用促進のための環境整備という大きな案件が残っていますので、引き続き全力で対処してまいります。

以 上